

瀬戸市指名競争入札参加者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、契約担当者（市長又はその委任を受けて契約の締結をする者をいう。）が、建設工事、設計、調査及び測量（以下「工事等」という。）並びに物件の製造買入れ等に係る指名競争入札に参加させる者を公平に選定するために、必要な事項を定めるものとする。

(一般的注意事項)

第2条 指名は、瀬戸市契約規則（昭和40年規則第18号）第24条で準用する第5条第3項の規定により作成された名簿に登載された者の中から、次に掲げる事項を留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し特定の業者に偏らないよう行わなければならない。

- (1) 名簿に登載された日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 名簿に登載された日以降における経営状況
- (3) 名簿に登載された日以降における工事、納入等の成績
- (4) 指名停止期間の有無

(建設工事等の指名基準)

第3条 工事等に係る指名は、前条に定めるもののほか次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 手持ち工事等の契約件数及び契約高
- (2) 手持ち工事等の進捗状況
- (3) 当該工事等に関する地理的条件
- (4) 当該工事等に関する技術的特性

(物件の製造買入れ等の指名基準)

第4条 物件の製造買入れ等に係る入札の指名は、第2条に定めるもののほか、当該物件の納入に対する地理的条件を留意しなければならない。

(指名業者数)

第5条 契約担当者は、別表に定める発注予定金額の区分に応じた業者数を指名しなければならない。ただし、特別な理由が認められる場合は、この限りでない。

(選定の特例)

第6条 災害その他の理由により緊急若しくは短期間で完了する必要があるとき、又は特定の機械若しくは技術を必要とするときは、前条の規定によらないことができる。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

別表

発 注 予 定 金 額	選 定 業 者 数
1 億円以上	1 5 社以上
5, 0 0 0 万円以上 1 億円未満	1 1 社以上
1, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	8 社以上
5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	6 社以上
5 0 0 万円未満	5 社以上